

佐賀県東部広域ごみ処理施設建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町（以下「関係市町」という。）が共同で設置を計画している広域ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の建設に関し、必要な事項について調査及び審議するための諮問機関として、佐賀県東部広域ごみ処理施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ごみ処理施設整備基本計画の作成に関すること。
- (2) ごみ処理施設の事業手法の検討及び選定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織し、管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条に規定する委嘱の日から第2条第1項に規定する事項の調査審議が終了し、同条第2項の答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会は会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されるまでは管理者が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、原則公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 会長は、第2条第1項に規定する事項を審議するために必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥栖・三養基西部環境施設組合建設対策室が行う。

附 則

この要綱は、平成28年8月25日から施行する。

別表

組 織 名	委 員
外部委員	有識者 若干名
鳥栖市	副市長
神埼市	副市長
吉野ヶ里町	副町長
上峰町	副町長
みやき町	副町長